

支援スタッフ等が使用したリネン類の取扱いについて（D社の例）

「軽症者等に係る宿泊療養」の措置に伴い、ホテルに宿泊した「支援スタッフや医療スタッフ等」が使用したリネン類の取扱いについて、関係者との話し合いにより、次のとおり、合意することができた。

1. 感染者（軽症者、無症状者）が使用したリネン類は、全て焼却処分する。
2. ホテルに宿泊して支援業務に当たる「自治体、自衛隊、医療等のスタッフ」が使用したリネン類については、「支援等スタッフへの感染はあってはならない。十分な感染防止の対策を取ることで焼却の必要はないのではないか」といった議論があったが、最終的には、リネン工場等での感染防止に万全を期すため、全て焼却処分することとなった。
3. 使用済みのリネン類の取扱いについては、日本リネンサプライ協会のホームページで紹介された「『軽症者等に係る宿泊療養』の措置に伴うリネン類の取扱いについて（暫定）」の記載内容を参考にした。

（参考）リネン類は、いわゆる「5点セット」を1パッケージで用意することになった。